

監査報告書

平成14年6月11日

独立行政法人 放射線医学総合研究所

理事長 佐々木 康人 殿

独立行政法人 放射線医学総合研究所

監事 寺嶋 將起



監事 村井



私たちは、独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人放射線医学総合研究所の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第1期事業年度の業務及び会計について監査を行いました。その結果を以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私たちは、通則法等の規定に基づき、業務監査を実施し、法人の定めた監査規程等に従い、理事会議その他の重要な会議に出席するほか、担当役職員から報告を受け、重要な書類を閲覧し、業務及びその実施状況を調査しました。会計監査については、関係書類の確認及び関係者の事情聴取等を行い、会計監査人から監査の方法とその結果について報告を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 業務の執行は、法令に従い適法に行われているものと認めます。
- (2) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類及び行政サービス実施コスト計算書は法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、独立行政法人会計基準の規定に従い作成され、法人の財政及び運営状況を正しく示しており、附属明細書は適切に補足説明していることを認めます。
- (4) 事業報告書は、法令及び諸規則に従い法人の業務の実施状況を正しく示していることを認めます。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく示していることを認めます。

以上